

高齢期移行者医療費助成制度

高齢期移行者医療費助成制度について

加東市と兵庫県の補助により、65歳から69歳の方を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担(保険診療分)が軽減される制度です。

対象者（以下の要件を全て満たす方）

- ・加東市に住民登録をしている、65歳～69歳の方(後期高齢者医療被保険者の方を除く)
- ・他の医療費助成(重度障害者)を受給していないこと
- ・本人および同じ世帯の世帯員全員が、令和8年度市町村民税非課税であること
- ・以下の、区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当していること
 - 区分Ⅰ：本人を含む世帯全員が年金収入82万6,500円以下かつ他に所得がない方
 - 区分Ⅱ：本人の令和7年中(令和7年1月～令和7年12月)の年金収入を加えた所得が82万6,500円以下の方

1か月の負担限度額

区 分		負担割合	外来(個人)	入院(個人)
市町村民税 非課税世帯	区分Ⅰ	2割	8,000円	15,000円
	区分Ⅱ	2割	12,000円	35,400円

(注) 災害等による重大な被害を受けた方は、一部負担金の免除申請ができます。

【高額療養費(福祉医療分)の支給】 (支払額の合計が負担限度額を超えた場合)

- ・同一月に、複数の医療機関に支払った医療費の合計額が、1ヶ月の負担限度額の表に記載された額を超える支払をした場合、負担限度額を超える額を高額療養費として支給します。
- ・同一世帯に2人以上、高齢期移行者医療費助成の受給者がいる場合、その受給者全員が同一月に負担した入院および外来の医療費の合計額が、世帯の限度額(入院の限度額と同じ)を超える支払をした場合も、負担限度額を超える額を高額療養費として支給します。

高齢期移行者医療費助成制度で医療を受けるとき

- ・兵庫県の医療機関等を受診するとき、マイナ保険証または資格確認書と受給者証を提示してください。
- ・保険診療分のみが助成対象です。
(保険適用外:入院時の食事代/差額ベッド代/文書料/容器代/予防接種代/健康診断/審美医療/選定療養費 等)
- ・入院・通院に関わらず、医療費が高額になる場合、加入の健康保険に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしていただき、受給者証と併せて医療機関へ提示してください。
※マイナ保険証を利用される方は不要です。
- ・訪問看護サービスの利用でも、受給者証が使用できます。受給者証を提示することで、訪問看護利用料の自己負担額が受給者証に記載の一部負担金額までになります。
※受給者証提示後の一部負担金についても、別途、加東市訪問看護利用料助成制度により助成される場合があります(要申請)。制度の詳細や申請方法等については、加東市社会福祉課にお問い合わせください。
(加東市 健康福祉部 社会福祉課 TEL:0795-43-0409)

令和8年7月からの変更点

- ・他の国公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、受給者証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。

受給者証が使用できないとき（払い戻しの方法）

兵庫県外の医療機関等を受診するとき、補装具を作ったとき、受給者証を提示し忘れたとき、医療費を多く支払ったときなどは、後日、市役所で手続きをすることで、負担限度額を超えた分の払い戻しが受けられます（償還払い）。

事 由	必要な持ち物
・ 県外受診 ・ 高額療養費 （福祉医療分） ・ 証未提示	① 領収書 ② 高齢期移行者医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの
・ 補装具 （治療用装具）	① 領収書・領収明細書 ② 高齢期移行者医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの ⑤ 医師の意見書の写し ⑥ 健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要）
・ 10割負担 （資格確認書等を提示できなかったとき）	① 領収書 ② 高齢期移行者医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの ⑤ 健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要）

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの医療保険資格情報のいずれかが必要です。
ただし、マイナ保険証を窓口で提示する場合、暗証番号4桁の入力が必要です。

その他の手続き（以下の場合は届出が必要です）

- ・ 氏名、住所、医療保険またはその内容に変更があったとき
- ・ 転入等により世帯構成に変更があったとき
- ・ 所得税、市県民税の修正申告をしたとき

※有効期間の終期より前に、所得制限超過などの理由により資格喪失した場合、医療機関等で医療費の助成を受けた助成金の返納をしていただくことになります。

- ・ 受給者証を紛失したとき
- ・ 交通事故で高齢期移行者医療費受給者証を使って受診するとき
※交通事故などの第三者(加害者)の行為によるけがの治療に対して、受給者証を使って医療機関を受診した場合、加害者が支払うべき治療費を加東市が代わりに医療機関などに支払いをしていることになります。
後日、加東市から加害者の方に治療費を請求する必要があるため、速やかに届出をしてください。



身体障害者手帳を取得または、障害年金を受給するようになったとき

身体障害者手帳の1級～3級、4級（下肢関係、音声・言語障害関係）、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳の1、2級または障害年金等級1、2級の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。加入ご希望の方は保険医療課までご連絡ください。